

\*\*\*\*\*

## 日本小児栄養消化器肝臓学会 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、本学会員の研究、本学会学術集会応募演題、日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌への投稿論文、ガイドライン・診療指針の作成案文、および利益相反の申告について、倫理的な問題がある、または倫理的問題が疑われる場合において、倫理委員会が科学的合理性及び倫理的妥当性を適正かつ円滑に審査することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会に倫理委員会を設置する。

### (倫理委員会の責務)

第3条 倫理委員会は、研究、学術集会応募演題、投稿論文、ガイドライン・診療指針の作成案文、および利益相反の申告に関連して、それぞれを担当する各委員会から委員長を通じてと学術集会主催者の学会長から、個々の案件に倫理的な問題がある、または倫理的問題が疑われるとの報告があった場合に、科学的合理性及び倫理的妥当性について審査を行う。

担当委員会は以下とする。

- ・研究（基礎・臨床）：学術委員会
- ・日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌への投稿論文：編集委員会
- ・ガイドライン・診療指針などの作成案文：ガイドライン委員会
- ・利益相反の申告：COI委員会
- ・学術集会における応募演題：学術集会

### (委員の構成)

#### 第4条

倫理委員会は、医療・医学の専門家、外部有識者（学会員以外の者）、男女両性を含めて5名以上で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は委員の互選によって選出する。

(審査申請)

第5条 審査の申請は、各委員会の委員長又は大会長(以下、「申請者」という。)が、倫理委員会委員長に文書で行う。様式は別途定める。

(審査と結果)

第6条

審査は、委員全員が参加のもとで実施し、審査の判定は、全会一致をもって決定するように努力するが、困難な場合には4分の3以上の賛成によるものとする。審査の結果は、利益相反の申告以外については、「承認」、「条件付承認」、「変更の勧告(要再申請)」、「不承認」、「非該当」とし、利益相反の申告については、「相反する」又は「相反しない」のいずれかとする

2 審査結果は、理事長に報告する。理事長は、理事会の承認を得て、審査結果をそれぞれの案件を担当する委員会又は大会長に通知する。

3. 審査経過及び判定結果は記録として保存する。

(秘密保持)

第7条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た事項を、任期中および任期終了後も、他に漏らしてはならない。

(規程の改定)

第8条 規程の改定は、日本小児栄養消化器肝臓学会理事会の議を経て、社員総会において決定する。

附則

この規程は、令和元年11月2日から施行する。

\*\*\*\*\*